

## 福島県県有財産最適活用計画の改正概要

### 1 改正を必要とする理由

県有財産最適活用計画（ファシリティマネジメントプラン）は、平成20年9月に策定され、その後、平成30年3月に一部改正を行い現在に至っています。

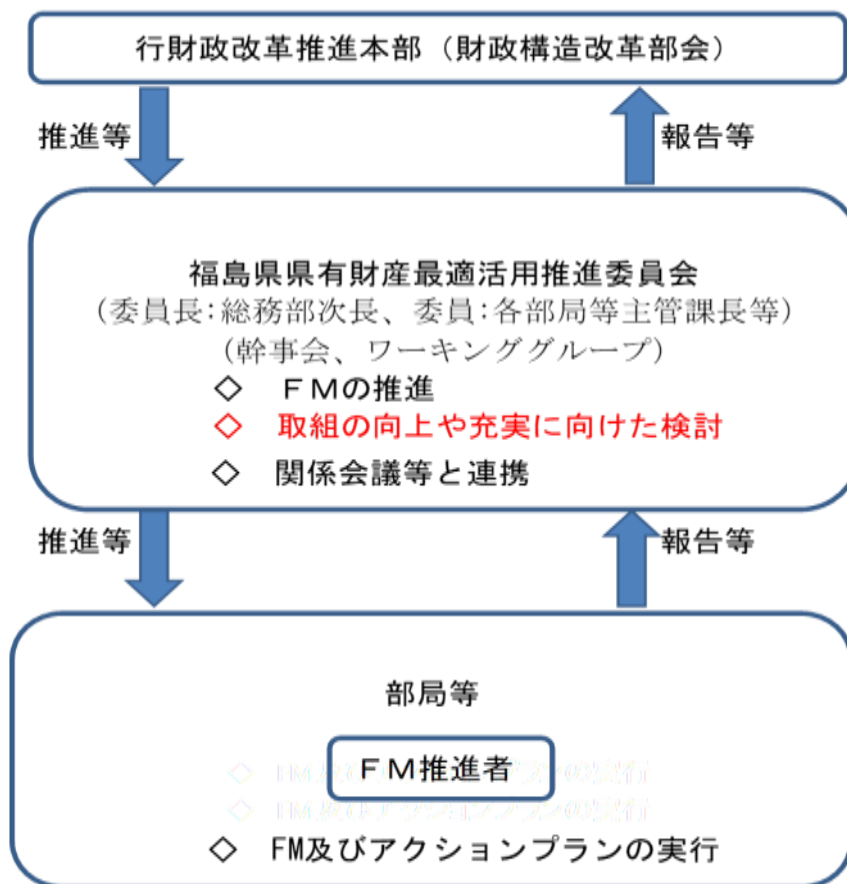
今回の改正は、現行プランの計画期間が令和3年度までとなっていることから、当該期間を更新するとともに、ファシリティマネジメント（以下「FM」という。）を更に推進する内容の見直しを図るものです。

### 2 主な改正内容

#### (1) 計画内容

##### ア 推進委員会の機能

FMをより積極的に推進するため、福島県県有財産最適活用推進委員会の役割に「取組の向上や充実に向けた検討を行うこと」を明記します。



##### イ アクションプランの設定方法

各 FM 推進者において、従来の取組の点検を踏まえて必要な見直しを行うことを推進するため、アクションプランは「前年度の取組内容の点検を踏まえて設定すること」を明記します。

ウ 民間活力の導入の検討

FM の取組において、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、FM の取組方針の項目に「民間活力の導入の検討」を追加します。

エ 目標値の設定

FM の取組をより推進するため、財産活用による収入額の目標値を設定します。

財産活用による収入額の目標値 (単位：千円)

指標名	基準値 (令和 2 年度実績)	目標値 (令和 7 年度)
県有財産の活用による広告事業及び貸付事業等の収入	1 4 2, 1 8 7	1 5 2, 3 0 7

※令和 2 年度の収入実績額を基準とし、アクションプランの実施により令和 7 年度までに上記目標の年間収入額を目指す。

オ FM 取組実績

FM プラン策定後の取組効果を示すため、これまでの歳入確保額と歳出削減額を記載します。

FM プラン策定後における取組効果 (単位：千円)

取組内容	平成 2 0 ~ 令和 2 年度の実績
未利用財産の処分、県有財産の活用による広告事業及び貸付事業等による歳入確保額	5, 9 5 4, 6 9 7
新電力の導入、財産管理事務の契約見直し等による歳出削減額	1, 5 4 8, 1 6 9

カ その他

本文上で用いられている面積等のデータについて最新のものに改めるほか、文中の表現等について分かりやすく一部修正を行います。

(2) 計画期間

「福島県行財政改革プラン」の終期に合わせ、令和 7 年度までとします。